

令和7年度 本庄市社会教育委員会議【資料】

本庄市社会教育委員名簿（資料1）	・ ・ ・	1
本庄市社会教育事業の現況について（資料2）	・ ・ ・	2
令和7年度北部地区社会教育関係委員・職員研修会について（資料3）	・ ・ ・	11
児玉郡市社会教育委員連合会について（資料4）	・ ・ ・	12
生涯学習と社会教育の概念整理（資料5）	・ ・ ・	13
本庄市社会教育委員設置条例（資料6）	・ ・ ・	17
本庄市社会教育委員の会議規則（資料7）	・ ・ ・	19

本庄市社会教育委員 名簿

任期：令和8年7月31日まで

	役 職	氏 名	選 出 区 分 (本庄市社会教育委員設置要綱 第2条)	備 考
1	委員長	井上 健治	社会教育の関係者	本庄市子ども会育成会連合会顧問
2	副委員長	芦澤 吉一	家庭教育の向上に資する者	心豊かな子どもの育つふるさとづくりの会会長
3	委員	志村 弘人	学校教育の関係者	仁手小学校長
4	委員	手島 守	学校教育の関係者	本庄西中学校長
5	委員	中村 幸司	社会教育の関係者	児玉小学校PTA会長
6	委員	明堂 純子	社会教育の関係者	サラ本庄会長
7	委員	大塚 進	社会教育の関係者	本庄市老人クラブ連合会会長
8	委員	岩崎 信裕	社会教育の関係者	本庄市スポーツ協会会長
9	委員	木村 登志男	社会教育の関係者	本庄市青少年育成市民会議副会長
10	委員	都丸 幸子	家庭教育の向上に資する者	子育て応援団本庄びすけっと
11	委員	田邊 晶子	家庭教育の向上に資する者	NPO法人本庄子育てネット代表
12	委員	内田 英亮	識見を有する者	本庄市議会議員
13	委員	早野 清	識見を有する者	本庄市議会議員
14	委員	久保田 克巳	識見を有する者	久下塚自治会長
15	委員	秋山 みち子	識見を有する者	公民館運営審議会委員
16	委員	田村 英司	識見を有する者	公募委員
17	委員	染井 真	識見を有する者	公募委員
18	委員	川上 憲男	識見を有する者	公募委員

(敬称略)

本庄市社会教育事業の現況について

1 生涯学習推進事業に関すること

(1) 本庄市生涯学習推進指針について

生涯学習の輪が広がり、より良い生涯学習社会の実現を目指すために、「学びの環境(人)づくり」「学びのつながりづくり」「学びの成果を活かす地域づくり」「次世代育成の支援」「文化芸術活動の支援」の5つを指針とし、市民一人ひとりが自主的、自発的に学び続けることができる環境を整え、市民の主体的な学習活動を支援します。

※第2次本庄市生涯学習推進指針（令和6～10年度）

(2) 市民総合大学

生涯学習による「ひとづくり」と「まちづくり」の原動力となる人材の育成と、市民一人ひとりが自己を高め、人格を磨き、幸せで豊かな人生を送ることができるように市民総合大学を設置し、学びの場を提供しています。

講座は、全講座必修の月1回コースと自由選択コースで、原則として年齢制限を設けず小学生から高齢者まで受講できる編成となっております。

また令和6年度より、より一層の講座内容の充実と市民協働による学びを推進する目的で、本庄早稲田国際リサーチパークに業務を委託しています。

○令和6年度の状況

①月1回受講コース（全講座必修、旧シニアコース）

②自由選択コース（5つの分野の講座から自由に選択）

区 分	延 べ 参 加 者 数	講 座 数
月 1 回 コー ス（全講座必修）	1, 8 6 6 人	9 講座 9 回
自 由 選 択 コー ス	3, 0 5 6 人	4 3 講座 9 9 回
合 計	4, 9 2 2 人	

(3) 公民館講座の開催

市内11箇所の公民館は、市民ニーズを取り込んだ各種講座等やクラブ活動を実施しています。

(4) 中学校開放講座

市立の中学校4校で開催。中学校を生涯学習の会場として開放し、通学区地域の方たちを対象にした生涯学習講座を開設し、生涯学習の機会を増やすとともに、学校と地域社会の連携を推進します。

○令和6年度の講座開催回数

本庄東中学校	3回	
本庄西中学校	3回	
本庄南中学校	2回	
児玉中学校	3回	合計191人参加

(5) 生涯学習推進大会

本庄市の生涯学習を推進することを目的に開催します。

- 令和7年度 令和8年3月7日（土）予定
本庄市市民総合大学開講式と同時開催予定
- ・会場：本庄市民文化会館
 - ・内容：未定

○令和6年度の実績

- ・開催日：令和7年3月8日（土）
- ・会場：本庄市民文化会館
- ・内容：生涯学習講座 映画「共鳴する魂 塙保己一伝」の上映、
講演「質問力で未来は変わる」
- ・講師：吉野 浩 先生（株式会社ユニバーサルビジョン 代表取締役・
エグゼクティブプロデューサー）
- ・入場者数：517人

2 青少年教育に関すること

(1) 本庄市青少年育成市民会議

青少年の健全育成を推進するため、本庄市青少年育成市民会議の活動を助成するとともに、その事務局として事業を実施しています。

○令和7年度の主な事業

青少年非行防止キャンペーン	令和7年7月5日（土） 「社会を明るくする運動」本庄市推進委員会 と合同啓発キャンペーン 【会場】児玉文化会館セルディ ホール 【内容】研修等
青少年健全育成標語の募集	市内小・中学校で募集 応募総数 2,955点 入賞17点 ○令和6年度の実績 【応募総数】2,663点 【入賞】17点
青少年の主張発表者の募集	市内中学校から募集（発表者12人の予定） ○令和6年度実績 【発表者】12人
青少年育成管外研修	令和7年10月11日（土）予定 市内在住または在学の中学生を対象 【申込者数】18人 【場 所】・科学技術館 ・気象科学館 ・港区立みなと科学館
青少年健全育成のつどい	令和7年11月30日（日）予定 【会場】児玉文化会館セルディ ホール 【内容】・青少年の主張発表会 ・表彰式 青少年の主張発表者表彰 青少年育成標語入賞者表彰 青少年育成者等功労表彰
青少年育成推進員中学校訪問	12月実施予定
親子名作映画劇場	令和7年2月14日（土）予定 【会場】児玉文化会館セルディ ホール 【上映作品】未定

青少年非行防止パトロール

青少年の非行防止を図るため、埼玉県・地域の青少年育成団体・学校・PTA・警察・市が連携し、声かけを本庄地域と児玉地域で実施します。（パトロールは駅周辺、公園、商業施設等で見守り活動を行います。）

○令和6年度の状況

	実 施 日	パトロール地域	参加者数
第1回	令和6年10月28日	本庄地域	30人
	令和6年10月16日	児玉地域	16人
第2回	令和7年 2月18日	本庄地域	30人
	令和7年 2月10日	児玉地域	16人

※令和7年度も同時期での実施を予定

(2) 本庄市子ども会育成会連合会

子どもの健やかな成長を推進するため、本庄市子ども会育成会連合会の活動を助成するとともに、その事務局として事業を実施します。

○令和7年度の主な事業

子どもみこし巡行	令和7年7月12日（土） 【会場】はにぽんプラザ、銀座通り、中山道 【参加】9団体 450人程度参加
夏期リーダー研修会 （カッター訓練、飯盒炊飯等）	令和7年8月9日（土）～10日（日） 【場所】榛名高原学校 【参加】小学4・5・6年生 29人
モルック大会	令和8年1月24日（土）予定 【会場】若泉運動公園
冬期リーダー研修会 （スキー）	令和8年2月7日（土）～8日（日）予定 【場所】かたしな高原スキー場 【対象】小学校4・5・6年生
はがき作品展	令和8年3月1日（日）～6日（金）展示予定 3月7日（土） 表彰式予定 【会場】はにぽんプラザ 展示ホール ○令和6年度の実績 【応募総数】1,670点

(3) 子ども大学ほんじょう

子ども大学ほんじょうは、本庄市・美里町・神川町・上里町及び関係機関・団体が「子ども大学ほんじょう実行委員会」を組織し、包括協定を締結している早稲田大学と連携しながら開催しています。

児玉郡市の小学校5・6年生を対象にものごとの原理やしくみを追求する「はてな学」、地域を知り郷土を愛する心を育てる「ふるさと学」、自分を見つめ人生や将来について考える「生き方学」の3分野について学びます。学校や家庭では体験できない活動や講義を実施することで、子どもたちの知的好奇心を刺激します。

○令和7年度の状況

- ・参加者 39人（児玉郡市内小学校5・6年生、うち本庄市16人）
- ・実施期間 令和7年6月29日（日）～令和7年12月14日（日）
- ・講義数 全8回

3 家庭教育に関すること

(1) 親の学習講座

家庭教育支援事業では、子育てのワンポイントアドバイスやQ&Aを掲載した「親の学習手引書」を活用した講座を開催しています。主に「家庭教育アドバイザー」の方を中心に設立した「本庄市親の学習推進委員会」により保護者の「親」としての力を高める「親の学習」を実施しています。

①親の学習講座の開催

- ・小学校PTA家庭教育学級
- ・中学校開放講座
- ・小学校新入学児童の保護者を対象にした親の学習講座
- ・保育所、保育園及び幼稚園児の保護者を対象にした親の学習講座 等

○令和6年度の実績

小学校PTA家庭教育学級及び小学校新入学児童の保護者を対象にした講座	開催数16回 参加者数626人
中学校開放講座	開催数2回 参加者数25人
保育園・幼稚園児の保護者等を対象にした講座	開催数5回 参加者数56人
地域講座（公民館講座・市民総合大学）	開催数4回 参加者数183人
合 計	開催数回27回 参加者数890人

②本庄市親の学習研修会開催

【日時】令和6年11月10日（日）

グローバルソフトウェア本庄文化ホール（本庄市民文化会館）

【講師】立正大学 心理学部臨床心理学科 心理学部研究室

教授 鹿嶋 真弓 氏

「不登校児に対して支援者側にできること

—経験から見てきた不登校児の理解と支援—」

【対象】親の学習推進委員及び民生委員・児童委員

③本庄市「親の学習手引書」の活用

親の学習手引書

本庄市独自に作成したもので、見やすくわかりやすい内容となるように子育てのワンポイントアドバイスやQ&Aを掲載しています。

令和2年度から母子手帳の交付時及びお子様のいる世帯が転入手続きをした時に窓口で配布しており、ホームページからも見るができます。また、親の学習講座でも活用しています。

④児童センター訪問事業

令和6年度より、親の学習推進委員が市内3か所の児童センターを訪問し、来館者への声掛けや子どもと一緒に遊ぶことを通じて、子どもをもつ保護者の子育ての心配や悩みに寄り添うほか、必要に応じて保護者にアドバイスを行うなど、サポートをしています。

○令和6年度の実績

【会場】前原児童センター、日の出児童センター、児玉児童センター

【訪問回数】3館×3回（10月・12月・2月）＝9回

（2）小学校PTA家庭教育学級

市立の小学校12校で開催。小学校を会場に子どもの健やかな成長と学校・家庭・地域の連携を推進するため、PTA会員が継続的に学習できる講座を開催しています。

○令和7年度の状況 各校4回程度の講座を開催

○令和6年度の実績 12校で47回の講座を開催、1,144人が参加

4 二十歳の祝い（旧「成人の祝い」）に関すること

二十歳になる方を皆で祝福するとともに、大人として社会に参加することの自覚を促すために「二十歳の祝い」を次のとおり開催します。

○令和7年度予定

【主催】本庄市二十歳の祝い実行委員会（公募）、本庄市、本庄市教育委員会

【開催日】令和8年1月11日（日）

受付 午前10時00分～

開式 午前11時00分～

【会場】グローバルソフトウェア本庄文化ホール（本庄市民文化会館）

【対象者】672人 ※7月11日時点

※令和6年度の実績 対象者702人

参加者539人（出席率 76.78%）

【内容】式典、アトラクション（抽選会）

5 小学生学習支援事業「学ぼう舎（まなぼうや）」について

児童に安全な居場所を設け自主学習や体験活動等によって児童の自主性及び創造性を育むことを目的とし、実施しています。また、異学年での交流や地域住民との交流によって、児童の社会性の醸成や地域のつながりの形成を図っています。地域住民が「みんなの師匠」として活動を支援しています。

○令和7年度の状況（9月1日時点）

【開催場所】本庄西公民館/本庄南公民館/仁手公民館/北泉公民館

児玉公民館/共和公民館

（6月～翌年2月、月2回、土曜日の午前中実施）

【登録者数】106人

【みんなの師匠】39人登録

○令和6年度の実績 申込者数92人 延べ参加人数1,157人（開催98回）

6 社会教育団体への補助金等交付について

本庄市の社会教育を発展推進するため、主要な社会教育団体に補助金等を交付し、その活動を支援します。

団 体 名	補助金等額(令和7年度予算額)
本庄市PTA連合会	279,000 円
サラ本庄	84,000 円
子ども大学ほんじょう実行委員会	130,000 円
本庄市子ども会育成会連合会	670,000 円
本庄市青少年相談員協議会	160,000 円
本庄市子ども会育成会（単位子ども会）	1,000,000 円
本庄市青少年育成市民会議	1,150,000 円
本庄市文化団体連合会	1,164,000 円

社会教育団体について

○本庄市PTA連合会

市立小中学校全校のPTAが連合した組織で、研修事業やボランティア活動等の交流を通じて会員同士のつながりを築き、地域や学校についての理解を深めている。

また、学校や教育委員会と連携して、市及び様々な団体が開催する事業に協力することで、本市の教育の振興と青少年健全育成を推進している。

《令和6年度の実績》

【会員数】 4,821人（小中学校児童数 5,368人）

【活 動】 PTAバレーボール大会、かるた大会の開催など

○サラ本庄

本庄市婦人会が令和2年度に設立70周年を迎えたことを契機に、サラ本庄に名称を変更した。自主性とボランタリーな精神で、会員相互の交流と修養を深めながら、男女共同参画の推進、地域福祉、まちづくり、青少年の健全育成、食生活改善、高齢者支援事業など幅広い分野で地域の活性化と暮らしに関わる課題の改善に取り組んでいる。

《令和6年度の実績》

【会員数】 140人

【活 動】 婦人学級開催、市内小学校へ雑巾配布、コミュニティまつりなど

○本庄市単位子ども会育成会

地域における子ども達の体験学習、異学年交流の場として、住民活動と密接に結びつきながら、各地域の特色を生かして様々な青少年の健全育成のための活動を行っている。

《令和6年度の実績》

【会員数】 2,171人（単位子ども会 65団体）

【活 動】 新入学児童歓迎会、ラジオ体操、資源回収、クリスマス会など

○本庄市文化団体連合会

「文化祭委員会」、「広報委員会」及び「研修委員会」で組織され、各委員会が主体性を持ち、文化祭（作品展示・舞台発表・将棋や囲碁等の実演）や研修会の開催、広報紙「ぶんだんれん」を発行するなど、文化振興や会員相互の親睦を深めるための多岐にわたる活動を行っている。

《令和6年度の実績》

【会員数】 1,035人（加盟団体 22団体）

【活 動】 日舞、ダンス、短歌、茶道、書道、民謡、盆栽、写真
囲碁、将棋、吹奏楽など

令和 7 年度北部地区社会教育関係委員・職員研修会実施要項

1 趣 旨

地域の実情に応じた社会教育活動の実践や成果の発表や提案を通じて、社会教育の在り方や役割、活性化の方策について検討・考察する研修を実施することで、北部地区の社会教育関係委員及び社会教育関係職員の資質を向上させる。

2 主 催

埼玉県教育委員会

3 期 日

令和 7 年 1 0 月 2 3 日（木）

4 開催方法

オンライン

5 日 程

(1) 受 付 1 3 : 0 0 ~ 1 3 : 1 5

(2) 開会行事 1 3 : 1 5 ~ 1 3 : 2 0

(3) 講 演 会 1 3 : 2 0 ~ 1 4 : 3 0

講師 県教育局市町村支援部生涯学習推進課

社会教育主事兼指導主事 古林 学

演題「これからの地域課題を解決するための、

社会教育委員との連携・活用について（仮）」

(4) 協 議 1 4 : 4 0 ~ 1 5 : 4 0（グループ協議）

協議の柱「講演を聞いて、各地区の実践における実績と展望」

1 5 : 4 0 ~ 1 6 : 1 5（全体会・発表）

(5) 閉会行事 1 6 : 1 5 ~ 1 6 : 2 0

6 参加者対象者

市町社会教育委員・社会教育指導員、市町社会教育行政担当職員等

7 研修テーマ

「これからの地域課題を解決するための、社会教育委員との連携・活用について（仮）」

13時13分からオンラインにて資料確認を行うため、当日、参加される方は時間に余裕を持って会場（本庄公民館 1 階 大会議室）へお越しください。

児玉郡社会教育委員連合会について

本庄市、美里町、神川町、上里町の社会教育委員が連携する場として、「児玉郡社会教育委員連合会」を設立しています。令和7年度は次の事業を実施します。

○児玉郡社会教育委員連合会総会【実施済】

- ・開催日 令和7年8月18日（月）
- ・会場 神川町就業改善センター

○北部地区社会教育関係委員・職員研修会【予定】

- ・開催時期 令和7年10月23日（木）
- ・会場 オンライン開催（本庄公民館）

○児玉郡社会教育委員連合会研修会（令和7年度事務局：本庄市）

- ・開催時期 令和8年1月～3月予定
- ・会場 未定

○研修会実績等

年度	内容	担当市町	備考
H28	「社会教育委員への期待『る・る・ぶ』の心がけ」 県市町村支援部生涯学習文化財課 大塚氏	神川町	
H29	埼玉ピースミュージアム【埼玉平和資料館】（見学）	本庄市	バス借上
H30	ハッ場ダム（見学）	上里町	バス借上
R1	第50回関東甲信越静社会教育研究大会（会場：川越）	美里町	バス借上
R2	「埼玉県HP掲載SDGsの資料印刷物」及び「社会教育委員のためのQ&A（冊子）」を各委員に配布し研修（自己学習）	神川町	書面開催
R3	ヤングケアラーについて理解を深める 埼玉県作成の資料（小冊子など）を配布し研修（自己学習）	本庄市	書面開催
R4	「地域と学校のつながり」 市町村支援部生涯学習推進課 主席社会教育主事 安藤氏	上里町	
R5	そなエリア東京 防災体験学習施設（見学）	美里町	バス借上
R6	「eスポーツ」の内容や期待できる有用性について 日本薬科大学 薬学部 准教授 長部 誠 氏	神川町	

生涯学習

= 「学ぶ者」に着目した（概念）

教育による学習

「教える者」と「学ぶ者」によって行われる行為

家庭教育
による学習

学校教育
による学習

社会教育
による学習

学校・家庭以外の
広く「社会」において
行われる教育

- ・国、地方公共団体、公民館等が行う講座
- ・大学、短大等の学校公開講座
- ・青少年団体が行う青少年教育
- ・民間教育事業者が行う通言教育、講座
- ・個人経営ピアノ教室等の個人による教育 等

自己学習

= 「学ぶ者」のみ
による行為

- ・読書等の自主学習
- ・スポーツ活動
- ・文化活動
- ・奉仕活動・体験活動
- ・趣味やレクリエーション
活動における学習 等

法令等による 生涯学習 と 社会教育

生涯学習

社会教育

教育基本法

（社会教育）

第十二条 個人の要望や社会の要請に
こたえ、社会において行われる教育は、
国及び地方公共団体によって奨励され
なければならない。

社会教育法

（社会教育の定義）

第二条 この法律において「社会教育」と
は、学校教育法～略～に基づき、**学校の教
育課程として行われる教育活動を除き、主
として青少年及び成人に対して行われる組
織的な教育活動（体育及びレクリエーショ
ンの活動を含む。）**をいう。

家庭教育 学校教育

教育基本法

（生涯学習の理念）

第3条 国民一人一人が、自己の人格を
磨き、豊かな人生を送ることができるよ
う、その生涯にわたって、**あらゆる機会
に、あらゆる場所**において学習すること
ができ、その**成果を適切に生かすこと**の
できる**社会の実現**が図られなければならない。

生涯学習とは

各個人が行う組織的ではない学習（自
学自習）のみならず、社会教育や学校教
育において行われる多様な学習活動を含
め、国民一人一人がその生涯にわたって
自主的・自発的に行うことを基本とした
学習活動

（平成20年中央教育審議会答申）

社会教育の範囲・対象・内容

社会教育法

（社会教育の定義）

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、**学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）**をいう。

【範囲】 **学校の教育課程として行われる教育活動を除き**

【対象】 主として**青少年及び成人**

【内容】 **組織的な教育活動**

体育及びレクリエーションの活動を含む

スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、自然体験活動、社会体験活動のほか、社会貢献活動など

社会教育が生涯学習に占める位置

＜生涯学習＞

学校教育、社会教育のほか、組織的に行われない個人的な学習や家庭教育なども含む、社会教育より広い活動を対象とする。

◎ 人が生涯にわたって学び続け、成長し続けることができ、学んだ成果を適切に生かすことのできる理想的な社会が「生涯学習社会」です。その中でも、学習者の学習意思に基づいて組織的に展開される「社会教育」は非常に大きな位置を占めています。

社会教育委員の設置

社会教育法

第四章 社会教育委員

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は，教育委員会が委嘱する。

社会教育委員の職務①

社会教育法

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は，社会教育に関し教育委員会に助言するため，次の職務を行う。



- 一 **社会教育に関する諸計画を立案**すること。
 - 二 定時又は臨時に会議を開き，教育委員会の**諮問に応じ**，これに対して，**意見を述べる**こと。
 - 三 前二号の職務を行うために**必要な研究調査**を行うこと。
- 2 社会教育委員は，教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

社会教育委員の職務②

社会教育法

(社会教育委員の職務)

第十七条

- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた**青少年教育に関する特定の事項**について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、**助言と指導**を与えることができる。

○本庄市社会教育委員設置条例

平成 18 年 1 月 10 日

条例第 86 号

(設置)

第 1 条 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、本庄市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(委員の委嘱)

第 2 条 委員は、次に掲げる者のうちから本庄市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 識見を有する者

(委員の定数)

第 3 条 委員の定数は、20 人以内とする。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。

- 2 教育委員会は、任期中において特別な事情があるときは、委員の委嘱を解くことができる。
- 3 委員に欠員が生じたときは、補欠委員を委嘱する。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の職務)

第 5 条 委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- (1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - (2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じこれに対して意見を述べること。
 - (3) 前 2 号の職務を行うために必要な調査研究を行うこと。
- 2 委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関して意見を述べる事が

できる。

- 3 委員は、教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

○本庄市社会教育委員の会議規則

平成18年1月10日
教育委員会規則第18号

(趣旨)

第1条 本庄市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議は、この規則の定めるところによる。

(組織及び任期)

第2条 会議の運営上委員の互選により委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 委員長及び副委員長の任期は1年とし、再任を妨げない。

(会議)

第3条 会議は、必要に応じ、教育長がこれを招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(通知)

第4条 会議に付議すべき事項は、あらかじめ委員に通知するものとする。

(会議の公開の可否)

第5条 委員の会議は、公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であって、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(会議の開催の事前公表)

第6条 教育長は、会議が開催される日の7日前までに、次に掲げる事項を市のホームページにより公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるとき等やむを得ない場合は、この限りでない。

(1) 開催日時

(2) 開催場所

(3) 議題

(4) 傍聴人の定員及び傍聴の手続

(5) その他周知が必要な事項

(会議の傍聴等)

第7条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該傍聴を認めることにより行う。

2 委員長は、会議を傍聴する者に会議資料を提供するものとする。ただし、会議資料が貴重、高額、大量である等提供することが困難であるときは、当該会議資料を、会議が終了するまでの間、当該会議を行う場所に据え置き、閲覧に供することにより提供に代えることができる。

(会議録等の公表)

第8条 委員長は、会議録を作成し、会議資料とともに議決により非公開とした部分を除いた上で、市のホームページにより公表するものとする。

(意見具申)

第9条 委員が本庄市教育委員会の会議に出席して、社会教育に関して意見を述べようとするときは、その会議の3日前までに意見を述べようとする事項を示して教育長に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明をさせることができる。

(庶務)

第11条 会議の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年1月10日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。